

ガス卸供給に関する検討

2019年1月29日

資源エネルギー庁

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：相対取引活性化策のコンセプト

- 第4回ガスWGでは、相対取引活性化策の基本的なコンセプトについて、委員・オブザーバーから概ね理解が示された一方で、ガス小売事業のプラットフォームを運営する事業者への留意の必要性にも言及があった。

第4回ガスWGの議論：相対取引活性化策のコンセプト

- 新規参入促進を促す今回の取組に賛同する。
- 全体として、電気と比べても新規参入者を優遇するような措置内容だが、新規参入がなかなか進まない、地方で競争が生じないことを考えると、こうした措置も必要になってくるのでは。
- 今回の取組の、第2グループの供給区域における新規参入促進効果にやや疑問がある。卸元の交渉力が強く、卸先の交渉力が弱い問題に手を打つ、優越的地位の濫用が生じないような措置を打つ方が、競争活性化に有効なのではないか。
- 新規のプラットフォームを提供する事業者の事業意欲をそぐような措置にならないよう、今回の取組でどういった影響があり得るのかも少し見ていく必要がある。
- 既に今回の取組と同様の事業スキームが構築されているエリアで、卸市場をゆがめるリスクがないか、更に同様の仕組みを作るニーズがどこまであるか。既存の事業スキームが活用されるような制度設計を進めてほしい。また、今回の取組を講じるのであれば、市場のゆがみの監視、ゆがみを是正するような追加的措置も検討してほしい。【オブザーバー】
- ガス需要開拓を進める意志のある事業者に対して卸供給が積極的に推進されれば、ガスの利用拡大につながるものとする。既に「適正なガス取引についての指針」において、望ましい行為として積極的なガスの卸供給が記載されているため、卸元となる事業者が今回の取組のコンセプトに基づいて対応し、新規参入者との切磋琢磨を通じて、システム改革の目的であるガスの利用拡大が進んでいくことを望んでいる。【オブザーバー】
- 措置の検討に当たっては、地方の実情と地方創生の担い手としての各地域の都市ガス事業者の取組も十分踏まえてほしい。【オブザーバー】

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：卸元事業者と利用事業者

- 今回の取組を実施する卸元事業者の範囲について、第1・2グループの旧一般ガス事業者から検討する方針へ一定の理解が示された。
- 措置の利用事業者については、委員・オブザーバーから整理を進めるべき論点が複数示された。

第4回ガスWGの議論：卸元事業者

- 様々なエリアで競争が進展すべきという観点からすると、新規参入者がいない西部ガス以外の第2グループのエリアでも実績が積み上がるべき。
- 東京電力、中部電力、関西電力のような旧一般電気事業者が、LNG基地を所有し、卸売の潜在的な能力があるにも関わらず、卸供給に全く応じない事態が仮に生じたとすれば、今回の取組の対象を広げることを考えてもよいかもしれない。
- 第1グループのエリアは市場規模が非常に大きいものの、第2グループの場合には相当程度の差があることから、第2グループの中で精査して対象をピックアップするという考え方があるか。
- 第2グループの中で、自主的な取組への協力が得られない事業者が出てくる場合は、事務局からできるだけ早いタイミングで教えてほしい。自主的な取組がうまく機能しないことが明らかになった場合には、より強い措置も今後しなければいけないかもしれない。

：利用事業者

- 利用事業者の議論で言及された「グループ会社」が何を意味するか整理する必要がある。まず親子会社は該当するだろうが、それ相応の資本が入っているような場合についてもグループ会社を含めるといった考え方もある。
- 電力で東京エリアのスイッチング率が地域別で最高となっているのに対し、東京ガスのエリアではスイッチング率は全国平均以下である。競争を活性化する観点から、既に小売市場へ新規参入済の事業者であっても、調達量が利用上限量に未達の場合は措置対象とするかを検討する必要があるか。
- 事務局資料中の「ガス発生設備を保有することとなった場合であっても、小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、暫くの間は本活性化策を継続利用できることとするか」との記載中の「しばらくの間」はどの程度を想定すればよいか。
- 利用事業者は、今回の取組のコンセプトを踏まえた、真に都市ガスの調達支援が必要な事業者を対象とすべき。既にLNGを調達しガス発生設備も保有している事業者を利用対象とした場合、LNG価格が乱高下した際の調達の代替策として、今回の取組が趣旨と異なる活用のされ方をして、小売事業者間の競争条件をゆがめてしまう懸念がある。【オブザーバー】

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：卸供給の形態と契約期間

- 卸供給の形態については、ワンタッチ卸の制度設計を進める方向性が示された。
- 契約期間については、卸価格の改定タイミングについて整理を深める重要性の指摘があった。

第4回ガスWGの議論：卸供給の形態

- 需要場所毎に需要の全量を行う措置は、新規参入希望者への大きな参入インセンティブになるだろう。
- 今回の検討の方向性は、行政と事業者のコストを踏まえ、基地出口卸よりもニーズが大きいと思われるワンタッチ卸の制度設計に集中するものと理解した。基地出口卸を求めるニーズも絶対にあり得ないとはいえないことから、ニーズが生じてきて、今回の取組の卸価格の水準から託送料金を除いたものより遥かに高い料金が請求されるといった問題が顕在化することがあれば、基地出口卸についても、今回の取組と同様の制度の導入を検討してほしい。

：契約期間

- 契約期間が1年間で更新可能ということ自体は問題ないが、卸元が複数出てきた場合にまで利用事業者が特定の卸元事業者に依存することは良くないだろう。
- 契約期間中の卸価格の変動、改定を随時反映することに基本的に反対するものではないが、原料費調整の変動ではない卸価格の改定については、分けて考えて整理した方がよい。卸価格が値上げ改定される場合、卸受事業者は、小売料金の改定に係る経営判断や顧客への周知に時間を要する。卸価格の改定については一定の期間をおくといった整理は、実務的に重要である。

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：卸価格

- 卸価格については、非公表の上限価格方式の採用、上限卸価格のモニタリングの実施という方針に理解が示された一方で、控除される一定経費については卸価格算定の詳細やモニタリング方法等の、今後の検討事項が提示された。

第4回ガスWGの議論：卸価格

- 今回の取組の卸価格が上限価格に近い数字に張り付く可能性が高いことを考えると、上限価格の公表は実質的に卸価格公表と同義であるという観点から、上限価格を非公表にする整理は否定されない。
- 上限価格の範囲で卸価格を個別交渉することは合理的だが、卸価格の透明性の観点から、控除項目をきちんと整理しておく必要がある。
- 今回の取組が旧一般ガス事業者の自主的取組である点を考慮したモニタリングスキームが採用されることが望ましい。
- モニタリングには第三者的な知見を借りることも考えられる。
- 第2グループでは経過措置の料金規制が外れているが、標準メニューの存在はどのように担保されるのか。小売ガイドライン上で標準メニューは開示が望ましいとされているものの、将来的に開示をしない事業者が出てくることはないか。
- 上限卸価格の算定で、低廉な小売料金から控除する一定経費の内容は、今後議論していきたい。経費にも、供給量に応じて変動するものと固定的な要素を持つものがある。利用上限量等が決まり、その供給量によって経費負担も変わってくる。
- 今回の上限卸価格の決定方式では、一定の製造設備に係るリターンが担保される一方で、将来的にはプラットフォーム事業者と旧一般ガス事業者の卸価格の競争が生じる可能性もある。将来的に製造設備の維持・更新の投資判断が阻害されることがないようにする視点も、今回の議論では必要ではないか。
- 今回の取組の卸価格が高すぎると新規参入者が利用しづらい一方で、安すぎると既に参入している小売事業者の競争力に直接影響し、小売市場をゆがめるリスクがあるのではないか。【オブザーバー】

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：利用上限量

- 第4回ガスWGでは、利用上限量について、一事業者当たりの上限量を設定する方針、第1・2グループ間で上限量に差を設ける方針に一定の理解が示された一方で、上限量以上の卸供給に関する注視の必要性や、将来的な制度見直しの可能性について言及があった。

第4回ガスWGの議論：利用上限量

- 利用上限量が第1グループのエリアで100万 m^3 、第2グループで50万 m^3 という整理は、リーズナブルな水準ではないか。新規参入者のシェアが相当大きくなった場合の卸元事業者の対応の難しさや、柔軟に条件を交渉するニーズが生じてくることを踏まえると、ある程度の規模以上の卸供給は今回の取組の対象から外す整理もやむを得ないのではないか。
- 利用上限量を設ける整理として、相当程度の需要規模がある新規参入者であれば卸供給の交渉力が生じる、という理屈を考えるのであれば、そうした整理の現実での妥当性を注視しておき、上限量以上の卸供給条件が急に不利になるようなことが横行した場合は、整理を再考するようにしてほしい。他方で、もし万が一、利用事業者が多数になり、卸元事業者の対応が困難になった場合にも、柔軟に制度を見直すという整理にしてはどうか。
- 第1・第2グループの供給区域の市場規模の差を踏まえ、グループ間で利用上限量に差を設ける方向に賛成する。
- 利用上限量については、今回の取組が、新規参入者へのガス卸事業の参入を意図しているプラットフォーム事業者の事業機会を阻害しない仕組みとなることが重要である。
- 当面は利用事業者側の上限量管理で事足りると思われるが、将来的には卸元事業者側のガスの総取扱量に占めるポジション等についても留意する必要がある。
- 利用上限量の設定如何によっては、競争が家庭部門など、特定の需要家層に限定される可能性がある。また、引取量が多いことのみで新規参入者が旧一般ガス事業者との十分な交渉力を獲得できるとは必ずしも限らない。このため、上限量の設定については、過少にならないことが大事と考える。【電力・ガス取引監視等委員会】
- 今回の取組の対象外となるような基地出口や導管連結点での卸供給、利用上限量を超えてのワンタッチの卸供給などについて、ガスの卸市場における市場支配力の強い事業者が、競争排除の目的で卸取引を拒絶することは、既存の独禁法上も問題になる可能性があり、競争政策の観点からも望ましくないと考えられる。【電力・ガス取引監視等委員会】

第4回ガスWGでの議論概要（卸供給関連）：新規参入者の自立、卸元での情報管理

- 新規参入者の自立や卸元事業者内での情報管理について、下記の議論があった。

第4回ガスWGの議論：新規参入者の自立

- 新規参入者の需要規模がある程度大きくなったら今回の取組の対象から外すということが、本当によいか若干疑問を持っている。上限価格が販売価格から小売に当然要する費用を除いたものだとなれば、卸元事業者にとっての卸売と小売の両方の利益が上限価格には含まれるはずである。上限価格の引き下げを求めるわけではないが、今回の取組はそれほど新規参入者が甘やかされている措置なのか、安心して事業ができる条件を保障しているだけなのかということは、よく考える必要がある。
- 新規参入支援という今回の趣旨からすると、一定の量まで需要が拡大して、新規参入者が価格交渉力を持てるようになれば、将来的には自立していくといった制度の在り方が望ましい。他方、こうした理屈は複数の卸元事業者が存在すれば成り立つものの、卸元事業者が一者に限られるエリアについての考え方は悩ましい。
- 電力の常時バックアップのようにイグジットの諸条件を決めないのは問題があるのではないか。

：卸元事業者内での情報管理

- ワンタッチ卸を受ける新規参入者への卸価格や契約数量について、旧一般ガス事業者内部での情報管理が適切になされず、小売担当者のみが知り得ることになると、価格協調が誘発され、結果として競争の減殺、市場のゆがみが生じる可能性があることから、必要な措置を検討してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

グループ会社の定義

- 第4回ガスWGでは複数の委員から、利用事業者の対象外とするグループ会社の具体的な定義をおくよう、指摘があった。
- グループ会社の整理は、①ガス発生設備を保有する事業者との関係から、**実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者を、今回の取組の対象に含める必要がない**こと、また、②今回の取組による**都市ガス調達を利用上限量以上に行うため、意図的にガス小売事業の主体を分割する等の事態を防止する必要**があることから、検討することとしたい。
- グループ会社の考え方は、会計ルールを参考に、支配関係にある「**親会社**」と「**子会社**」、親子関係に関連する「**兄弟会社**」、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える関係にある「**関連会社**」「**その他の関係会社**」の5類型も踏まえつつ範囲を検討してはどうか。

第4回ガスWGの議論：利用事業者（再掲）

- 利用事業者の議論で言及された「グループ会社」が何を意味するか整理する必要がある。まず親子会社は該当するだろうが、それ相応の資本が入っているような場合についてもグループ会社を含めるといった考え方もある。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

②利用事業者

- 卸取引活性化策の利用事業者は、新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨を踏まえ、**旧一般ガス事業者の供給区域においてガス小売事業に新規参入する事業者であって、ガス発生設備※を保有する事業者及びそのグループ会社を除く**ものとしてはどうか。
※ガス発生設備：LNGを気化・熱量調整・付臭して都市ガスを製造する設備。ここでは特定ガス発生設備を除く。
- 仮に利用事業者又はその**グループ会社**が、**本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、暫くの間は本活性化策を継続利用**できることとするか。

参入済の新規ガス小売事業者の取扱い

- 第4回ガスWGでは委員から、既に小売市場へ参入済の新規ガス小売事業者であっても今回の取組対象とする必要性が指摘された。論点となる市場は、既に一般家庭向けガス小売事業への新規参入が見られる東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガスの供給区域である。
- ①「交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備」は、新規参入者が存在する4事業者の供給区域であっても重要と考えられること、②参入済の事業者とこれから参入する事業者との間で、都市ガス調達の環境に差を設ける合理性はないことから、既に小売市場へ参入済の新規ガス小売事業者であっても、今回の取組対象と整理してはどうか。
- グループ会社の議論と合わせ、利用事業者の対象外とする者は、「ガス発生設備を保有する事業者及びそのグループ会社」並びに「既に取組を利用している事業者のグループ会社」と整理してはどうか。

(参考) 第4回ガス事業制度検討WG (2018年12月21日) 資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

相対取引活性化策の各論：⑥利用上限量

⑥利用上限量

- 本活性化策は、交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備を目的とするが、利用量を無制限にした場合、新たな卸元事業者の登場や卸元事業者間の競争が阻害される懸念がある。
- 本活性化策では、措置目的と中長期的な卸市場の整備を考慮し、事業者単位の利用上限量を設定してはどうか。なお、利用上限量以上の卸取引については、細かな契約条件までは示さないものの、「適正なガス取引についての指針」を踏まえた個別交渉を通じて、積極的に卸供給が行われるものと整理してはどうか。

ガス発生設備を保有予定でも措置を利用可能な期限

- 第4回ガスWGでは委員から、利用事業者又はそのグループ会社がガス発生設備を保有することとなった場合であっても今回の取組を継続利用できる期限を整理する必要性が指摘された。
- 通常、ガス発生設備を自前で保有する事業者は、今回の取組の利用上限量よりもはるかに大きな供給能力を確保することが想定されることから、ガス発生設備の営業運転開始後に措置の対象外となったとしても、ガス小売事業の運営に支障は生じないと考えられる。よって、今回の取組を継続利用できる期限を、「利用事業者又はそのグループ会社が保有するガス発生設備の営業運転開始まで」とすることとしてはどうか。

(参考) 第4回ガス事業制度検討WG (2018年12月21日) 資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

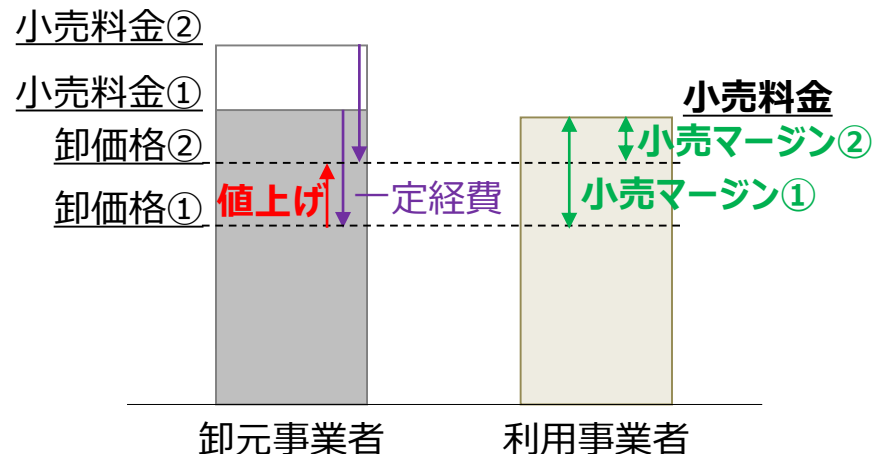
②利用事業者

- 卸取引活性化策の利用事業者は、新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨を踏まえ、旧一般ガス事業者の供給区域においてガス小売事業に新規参入する事業者であって、ガス発生設備※を保有する事業者及びそのグループ会社を除くものとしてはどうか。
※ガス発生設備：LNGを気化・熱量調整・付臭して都市ガスを製造する設備。ここでは特定ガス発生設備を除く。
- 仮に利用事業者又はそのグループ会社が、本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、暫くの間は本活性化策を継続利用できることとするか。

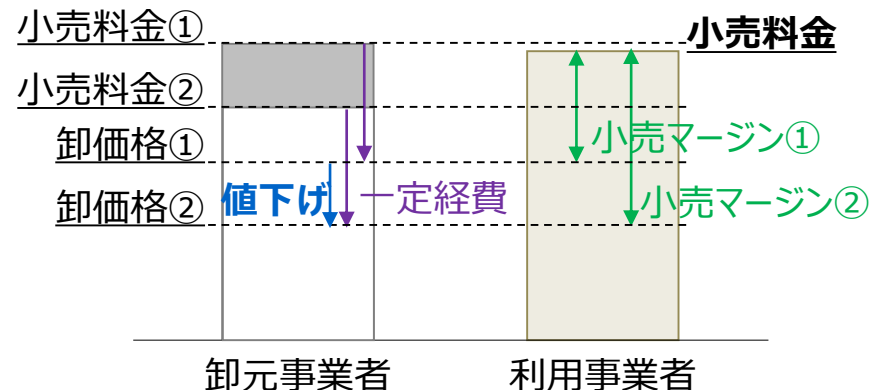
卸価格の改定タイミング

- 第4回ガスWGでは委員から、卸元事業者の小売料金改定等に伴う卸価格の改定タイミングを整理する必要性が指摘された。
- まず、利用事業者の小売料金が据え置かれたまま卸価格が値上げされる場合、図Aのように、利用事業者の小売マージンは①から②へ減少する。利用事業者は、卸価格の値上げによって小売料金が原価割れを起こす場合、卸価格の値上げ前に小売料金を値上げする必要がある。利用事業者が小売料金の値上げ判断と需要家への事前周知に要する時間を考慮し、例えば、「卸価格の値上げ予告は、値上げの3ヶ月以上前に卸元事業者から行う」と整理するのはどうか。
- また、上限卸価格の算定要素となる卸元事業者の小売料金と卸価格の値下げが連動する場合にも関わらず、卸価格の値下げタイミングだけが遅れると、利用事業者が卸元事業者に追随して小売料金を値下げするのは困難である。こうした事態を回避するため、「卸元事業者は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げタイミングを一致させる」と整理するのはどうか。

(図A) 卸価格の値上げ例



(図B) 卸価格の値下げ例



標準メニューの非公表の防止

- 第4回ガスWGでは委員から、上限卸価格の算定要素である標準メニューを、経過措置の対象でない卸元事業者が非公表にする事態への懸念が示された。
- 「ガスの小売営業に関する指針」には、ガス小売事業者が一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして一般に公表することを望ましい行為として位置づけている。第1・2グループの旧一般ガス事業者が、上限卸価格の算定に必要な標準メニューを非公表にした場合、旧一般ガス事業者自身の小売供給先である需要家の利便性を損なうことにもなる点も踏まえて、**上限価格の算定要素となる標準メニューの公開状況を卸価格に関するチェック事項の一つとするのはどうか。**

＜ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.4-5より抜粋＞

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（1）一般的な情報提供

イ 望ましい行為等

i) 標準メニューの公表

ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは望ましい。これにより、需要家が料金水準の適切性を判断しやすくなることが期待される。

なお、需要家の需要形態等に応じて様々なメニューが設定されることが想定されるため、標準メニューは各ガス小売事業者に1つと限られるものではない。できる限り、需要家に分かりやすいメニューを作成するとともに、定型化された契約条件の下で広く需要家に提供されているメニューは公表されることが望ましい。標準メニューを公表した場合でも、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されているメニュー以外の供給条件による販売を行うことも許容される。

利用上限量

- 利用事業者ごとの利用上限量については、①利用量を無制限にした場合、新たな卸元事業者の登場や卸元事業者間の競争が阻害される懸念があること、②第1・2グループの事業者から卸供給を受ける第3グループの旧一般ガス事業者がガス小売事業を営めていることから、第3グループの事業者の市場規模は、新規参入に必要な最低水準の需要量を超えていると考えられること、③第1・2グループの供給区域の市場規模に相当程度の差があることから利用上限量に一定の差を設ける必要性があると考えられることを踏まえ、**第1グループについては100万m³/年、第2グループについては50万m³/年としてはどうか。**
- また、**利用上限量の水準の妥当性は、旧一般ガス事業者と新規ガス小売事業者間の卸取引状況も踏まえ、事後的に検証することとしてはどうか。**

1G事業者	市場規模※1 (2016年度)
東京ガス	132億m ³ /年
大阪ガス	82億m ³ /年
東邦ガス	37億m ³ /年

※1 平成28年度ガス事業年報上のガス販売量を45MJ/m³で体積換算したもの

※2 2018年12月20日時点で供給区域が存在しない事業者の販売量は除外したもの

2G事業者	市場規模※1 (2016年度)
西部ガス	7.9億m ³ /年
北海道ガス	5.5億m ³ /年
仙台市ガス	2.7億m ³ /年
静岡ガス	8.1億m ³ /年
広島ガス	4.4億m ³ /年
日本ガス	1.0億m ³ /年

3G事業者の市場規模※1 ※2 (昇順 2016年度)	
1	14万m ³ /年
2	20万m ³ /年
3	49万m ³ /年
4	52万m ³ /年
5	80万m ³ /年
6	82万m ³ /年
7	97万m ³ /年
8	102万m ³ /年

相対取引活性化策による卸取引競争への影響について

- 第4回ガスWGでは、①旧一般ガス事業者以外の卸元事業者が存在する供給区域における今回の取組の合理性、②利用事業者と他の卸元事業者の両社の視点を踏まえた利用上限量・上限卸価格の妥当性について指摘があった。
- ①については、特に旧一般電気事業者等が新規ガス小売事業者へ卸供給を実施している東京ガス・大阪ガスの供給区域に関する指摘と考えられるが、これらのエリアであっても、**旧一般ガス事業者を含む各々の卸元事業者がより積極的にガス卸供給へ取り組むことで、さらなる新規参入が期待される。**
- また、今回の取組は、旧一般ガス事業者との卸取引を新規参入者に義務付けるものではなく、卸元事業者間の競争をゆがめることは想定しがたい。
- ②の利用上限量と上限卸価格については、**卸元事業者間の競争をゆがめうる大量の、又は不当に割安な卸供給が旧一般ガス事業者によりなされないよう、また卸価格が新規参入者のガス小売事業へのモチベーションを喚起しうる水準となるよう、今後の整理において留意することとしてはどうか。**

第4回ガスWGの議論：相対取引活性化策による卸供給競争への影響（抜粋再掲）

- 新規のプラットフォームを提供する事業者の事業意欲をそぐような措置にならないよう、今回の取組でどういった影響があり得るのかも少し見ていく必要がある。
- 既に今回の取組と同様の事業スキームが構築されているエリアで、卸市場をゆがめるリスクがないか、更に同様の仕組みを作るニーズがどこまであるか。既存の事業スキームが活用されるような制度設計を進めてほしい。また、今回の取組を講じるのであれば、市場のゆがみの監視、ゆがみを是正するような追加的措置も検討してほしい。【オブザーバー】
- 利用上限量については、今回の取組が、新規参入者へのガス卸事業の参入を意図しているプラットフォーム事業者の事業機会を阻害しない仕組みとなることが重要である。
- 今回の上限卸価格の決定方式では、一定の製造設備に係るリターンが担保される一方で、将来的にはプラットフォーム事業者と旧一般ガス事業者の卸価格の競争が生じる可能性もある。将来的に製造設備の維持・更新の投資判断が阻害されることがないようにする視点も、今回の議論では必要ではないか。
- 今回の取組の卸価格が高すぎると新規参入者が利用しづらい一方で、安すぎると既に参入している小売事業者の競争力に直接影響し、小売市場をゆがめるリスクがあるのではないか。【オブザーバー】

相対取引活性化策のフォローアップ項目案

- 今回の取組に当たっては、その趣旨を踏まえつつ、例えば下記①②のような項目について将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずることとしてはどうか。

今回の取組の趣旨

- ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大」に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進

①措置の利用状況と競争状況

- 今回の取組の利用相談者数
- 今回の取組の利用者数
- 新規参入者数、媒介・代理・取次事業者数
- 卸元事業者数
- 事業者間スイッチング件数
- 利用事業者の需要家獲得状況（スイッチング、新規需要開拓）
- 新規参入者のシェア（件数、販売量）
- 旧一般ガス事業者内の契約メニューの乗り換え件数 等

②供給区域の市場規模等

- 都市ガス導管の延伸状況
- 都市ガス販売量の推移
- 都市ガス調定件数の推移
- 供給区域内の都市ガス普及率
- 他エネルギーとの競争状況 等